

## 第 7 1 号議案

豊川市支所設置条例の一部改正について

豊川市支所設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市支所設置条例の一部を改正する条例

豊川市支所設置条例（平成 1 7 年豊川市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表豊川市小坂井支所の項中「豊川市小坂井町大堀 1 0 番地」を「豊川市宿町光道寺 3 5 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 1 月 1 5 日から施行する。

---

理 由

この案を提出するのは、小坂井庁舎の建替工事に伴い、支所機能を一時的に移転する必要があるからである。